

多くの院長先生から相談を受けています

医療保険と何が違うの…?

医療保険の条件には「入院」が必要ですが**自宅療養**でも補償されるのです!

具体的には…?

はい例えば、腕の骨折では入院はしませんが、診療行為が出来ない場合など、「就業不能」を条件に支払われます!

現在、団体に加入しているものと比較してみたい…

男性43歳・月額補償200万円

- 免責0日(自宅療養4日)
- 某団体(30%割引) ●無事故戻し20%
- てん補期間 1年 ●精神疾患有り
- 天災危険担保

月額37,200円(年間446,400円)

「先生の所得を補償する共済です…」
“所得を補償”するとは?

**ケガや病気で
就業不能な場合**に補償されます!

保険は手厚く加入していますが
必要ですか…?

院長先生の個人的な理由で、
医院を休めばスタッフの給与は自宅待機中でも
6割を負担しなければなりません。
“働いていないから給与無し”は
労基法上認められません。

男性43歳・月額補償200万円

- 免責0日(自宅療養4日)
- 日本医療経営者共済協同組合 ●無事故戻し20%
- てん補期間 1年 ●精神疾患有り ●天災危険担保

月額32,600円(年払い379,400円)

是非、ご用命ください。

個人情報に関する取扱いについて

株式会社FPイノベーションは、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法律・ガイドライン等を順守して、個人情報を適正に取り扱うとともに安全管理について適切な措置を講じます。

ご相談のお問い合わせは、裏面のFAX依頼書をご利用ください。



下記の内容をご記入の上ファックスをお送りください

FAX:06-6910-1389 (番号のおかけ間違いのないようお願い申し上げます)

株式会社FPイノベーションでは、専門家スタッフと共に、病医院経営における問題点に対して解決策の策定をご提案しております。「セカンドオピニオン」としてご活用ください。また、普段のお仕事の中で、お気づきの点や疑問点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

下記の種目に✓をご記入いただきFAXをお願い致します。

■現在所得補償保険等に加入は？

している

必須

していない

必須

希望月額補償額 万円

※所得もしくはクリニックの売上を超えて設定することはできません

月額補償額 万円

満期月(更新月) 月

免責 日

てん補期間 年

現在の月額保険料 円

医 院 名 称	
フリガナ	
お 名 前	
生 年 月 日	年 月 日
ご 連 絡 方 法	TEL: FAX:
	Eメール: @

■引受団体：日本医療経営者共済協同組合

〒561-0872 大阪府豊中市寺内2丁目4-1 緑地駅ビル6F TEL:06-6867-5151 FAX:06-6867-5152

ホームページ <http://www.iryoukyousai.jp>

■取扱い：株式会社FPイノベーション

〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1丁目6-4 天満橋八千代ビル 9F TEL.06-6910-1388 FAX.06-6910-1389

ホームページ <http://www.fpinnovation.jp> E-mail info@fpinnovation.jp

紹介：日本美容歯科医療協会